

令和6年5月30日

2023年度 監査報告書

学校法人札幌大谷学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人札幌大谷学園
監事 小川 如俊
監事 花輪 啓一



私立学校法第 37 条及び学校法人札幌大谷学園寄附行為第 14 条の規定に基づき、学校法人札幌大谷学園の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度の業務及び会計に関して監査を実施しましたので、以下のように報告します。

1. 監査の方法及びその内容

我々監事は、当期の監査計画及び監査手続きに従い、理事長、理事、学長、校長、園長、内部監査部門その他職員（以下：「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備を務めるとともに、役員会その他重要会議に適宜出席（陪席）したほか、役職員等の職務の執行状況について書面にて確認し、さらに重要書類等を閲覧し、学校法人札幌大谷学園の業務及び財産の状況を調査した。特に、大学・短大部門、中高校部門、附属幼稚園部門の 2023 年度事業計画の重点項目を重点的に学長、校長、園長に対して書面及びヒアリングにより監査を行った。

また、学校法人札幌大谷学園におけるガバナンス体制や理事長、理事、学長、校長、園長（以下「役員」という。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、学園における重要な会議に出席し、その整備及び運用の状況について調査した。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、学校法人会計基準による財務 3 表（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）について、会計監査人（公認会計士）の監査結果の妥当性を判断することにより行った。

● 監査の結果

1. 経営改善計画と学校法人について

○経営改善計画に関して

文部科学省は令和元年に学校法人札幌大谷学園を「集中経営指導法人」として指導が入り、令和4年10月26日の文部科学省のヒアリングにおいて令和6年度の経営改善達成年度に向けて改善計画の一部修正が生じた取組みを説明し、その進捗状況の協議において2023年7月3日提出済の経営改善計画に対して、2023年12月26日付で「経営改善計画等に係る確認事項の調査があった。「経営全般」に関して2項目、「管理運営面」に関して7項目、「財務面」で6項目、「教学面」で3項目の計18項目に対して書面資料で回答した結果、提出資料に基づく書面調査のみで学校法人運営調査委員によるヒアリング（オンライン形式）は無かった。

しかしながら、財務面での改善は依然として厳しい状況にある一方、経営面に大きな影響を及ぼす入学者数では短大部門を除いて入学定員を充足したことは極めて評価されるが、この定員充足達成が単年度で終わることがないように今後も引き続いて中学・高校・短大・大学の連携を含めて、なお一層強化されるよう望む。

しかし、定員充足を達成できなかった短大部門においては将来の短大部門の在り方を含めて、その対応策が課題であり、その具体的検討に取組むことを強く望む。

令和6年度は経営改善計画達成年度に当たり、確実に経営改善計画の目標が達成できるよう法人全体で努力するとともに、なお一層の改善策の着実な実行が望まれる。

○学校法人に関して

1) 「2022年度監査報告書」の記述で「・・・望む、・・・望ましい、・・・望まれる、・・・希望する、・・・強く望む、・・・改善を要する」の文言表記がある指摘事項について学内理事協議会で確認し、改善された事項、改善半ばにある事項もあるが、「2022年度の監査報告書」で指摘された事項に対して法人全体で改善に取り組んでいることを確認した。

2) 評議員会に関して

令和5年度に「私立学校法の改正法」が成立し、令和7年度に改正法が施行（寄附行為変更等）する。この改正では「意思決定機関」は理事会、評議員会は「諮問機関」という枠組みは維持される。その上で、評議員会による理事会に対するチェック機能を高めるとしている。理事会と評議員会が互いに牽制しあいながら、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指すとしているが、年6回開催されている本法人の評議員会においては、評議員会の議論活性化のための評議員の人選も含めた運営の在り方を検討することが望まれる。

3) 監事の監査を支援するための事務体制の整備に関して

文部科学省の「学校法人運営調査による経営指導の充実」の主な指摘事項に「監事の監査を支援するための事務体制の整備」が指摘されているところである。本法人においては監事監査の整備・強化のために、監事監査を支援する若干名の兼務事務担当者の配置を望む。

4) 文書の取扱に関して

本学園の文書取扱規則の第5条に、「すべての事務処理の起案は、決議書用紙を用いて起案書を作成しなければならない。」と記されている。この決議書の作成においてその責任所在が明確であるかどうか、学術情報課、キャリア支援課、総務課、学務課の決議書を監査したところ概ね決裁決定者が明確であることを確認した。一方、決議書の手続きが適正に行われているにも関わらず文書番号への振り番号がなされていない決議書が多数散見された。決議書の文書番号欄が「第1号」と記載され、通し番号になっていない決議書が多数あった。さらに、決議書の文書番号欄に分類記号及び番号がない決議書も多数確認した。決議書の文書番号記載強化が求められる。

一般的に、文書取扱では稟議・決裁・決議に分類されている。「稟議書」は、計画や案件を上層部に提出し、承認を得るための手続きを指します。「決裁書」は事務や業務が適切であるかどうか確認し、重要な意思決定が最終的に行われ、それを許可する行為を指します。「決議書」は、会議での決定事項や意見を記載した文書で、必要事項のみをピックアップし、箇条書きなどで簡潔にわかりやすく記載したものです。

今回、監査した「決議書」に記載されている内容の多くは「決裁」に該当する内容が多く、一般的な意味における決議書の内容としては適当ではないと考える。以上のことから本学園の「文書取扱規則」について、前述の「稟議書・決裁書・決議書」の分類を含めて「文書取扱」の見直しが望まれる。

2. 大学・短大部門の2023年度事業計画について

1) 重点項目

グランドデザインに基づく大学短大運営及び経営改善計画の実践は、収容定員の充足を第一義として取り組んだ結果、定員充足を達成した。学生納付金及び補助金の最大化を図り、人件費、奨学金支出、諸経費の削減を目指したが、目標達成半ばにあり、2024年度に向けて前述の目標達成のための強化を望む。

2024年度認証評価受審に向けて内部質保証会議を中心に自己点検部門と自己評価部門に分けて、それぞれ独立に評価活動に取り組んでいることは評価される。「教育の内部質保証」について、内部質保証会議と学修支援センター、FD・SD委員会及びIR推進課が緊密に連携し、本学の教育内容に相応しい「教育内部質保証」活動を継続的に具現化を始めていることも評価される。

札幌大谷中学校・高等学校との連携では、学園連携協議会を中心に中高大短の連携が強化され、その機能が十分発揮されていることを確認した。今後ともさらに連携強化に努めることが望まれる。

2) 入学者支援事業では、社会学部・短大部保育科学園内進学者促進プロジェクトおよび学園連携協議会において、同学園内に併設する札幌大谷高等学校から札幌大谷大学全学部学科と短大部保育科への内部進学者については、学園内の中学・高校・大学（または短大）の在学期間に応じて、進学準備金制度を設置し、入学が容易になるこ

とは高く評価される。また出願期間を1週間拡げ受験生が出願しやすい環境を整えたこと、さらにSNS広告、SNS投稿、高校訪問及び進学相談会など受験生確保に向けて積極的な広報活動は評価される。

- 3) キャリア支援事業では、開設から4年経過したキャリア支援プログラムについて受講ニーズを精査し、開講科目を再検討するとした。その結果、①プログラムの募集時期を早めた。②オリエンテーション時にガイダンスを開催、③履修者アンケートを実施し、その結果に基づき内容の検証と改善の検討を行っていることを確認した。
- 4) 学術研究支援事業では、外部研究資金獲得は各学科等の実情を踏まえて、さらに各研究者のおかれている教育研究活動からその外部資金獲得に努力はみられるが、その申請率は極めて低率であり、外部資金獲得になお一層の努力が求められる。
- 5) 情報公開では「ガバナンス・コード」、「ファクトブック」、「自己点検・評価委員会規程」及び「2023年度事項点検評価書」を大学ホームページに積極的に情報公開への取組・工夫を行っていることは高く評価されるが、その情報に辿り着くことが容易でないため、大学ホームページの改善が望まれる。

3. 中・高校部門の2023年度事業計画について

1) 重点項目

【建学の精神の具現化】

浄土真宗の宗祖である親鸞聖人のみ教えを建学の精神としており、その具現化として生徒を見捨てない、相手に寄り添う教育を心がけ、問題が起きるたびに生徒を指導している事を確認した。今後も更なる建学の精神の具現化を、生徒だけではなく教職員の方々にも浸透していく事が望まれる。

【入試対策】

中学において入学者定員が100名となっており、現在は概ねそれに近い定員数となっている。入学者の内訳目標としてはエミネンス（医進選抜・英数選抜）とプロディジー（プログレス、アスリート、アート）が約5割ずつとしているが、現状はエミネンスが2～3割、プロディジーが7割ほどとなっている。エミネンスの募集を強化しているのは評価されるが、プロディジーの募集、特にプログレスとアートに関しても、積極的な募集対策が望まれる。

現在、プロディジーの入学者によって収容定員数近くまで全体数を押し上げているが、プロディジーの入学希望者が減ることにより、入学定員を大幅に下回る恐れがあり、それによって今後の札幌大谷中学校に対する負の印象に繋がる懸念がある。

アスリートコースの強化クラブは性質上、男子生徒が多くなり全体的な男女比率においても男子生徒が多い傾向にある。プロディジー、アートの募集強化は男女比率均等にも繋がっていくと思われる。さらに、近年のアートでは札幌大谷高校、札幌大谷大学の芸術系の科や学科への入学希望者の増加により、伸びしろのあるコースである

上、プロディジー全体が「札幌大谷中高大 10 年在籍」する生徒が多数生まれる事が期待され、学園連携が強化されてきた現在、それを活かしていく募集活動強化が望まれる。

その他、入学後の不登校や転出を防ぐという観点から、入試前の面談に重きをおいている点について、現在の 1 年生の状況から、その効果が現れているのが伺える事は評価できるが、それによって受験を避けられるケースが出てくる事も懸念される。しかしながら、入試前の面談強化の実践は、将来的に学校に対する信頼感にも繋がっていく可能性もあるので、重要であると考えられるが、生徒・保護者の状況をみながらの見極めが望まれる。

4. 附属幼稚園部門の 2023 年度事業計画について

1) 重点項目

2023 年度の事業計画に記載されている教育目標「宗祖親鸞聖人の教えのもとに、園児一人ひとりに寄り添い、きめ細かなで質の高い真宗保育を実践するとともに、今求められている資質能力を育てる保育を研究し実践する」ことについて、集会時や各クラスの朝会・帰りの会、さらにはお参りの際の誓いの言葉、食前・後の言葉など生活の様々な場面において目標達成に努めていることを確認できた。また、保育に携る教職員については各種団体が主催する研修を受講するなどして研鑽していることを確認した。

社会状況や制度の変化に対応する組織の構築では、施設給付型幼稚園に行こうして 5 年目となり、共稼ぎ世帯の増加により保育を希望する保護者が多いため、現在の「預かり保育」の対象者を新 2 号認定を受けた園児に限定して行っている。また、「一時預かり」、「こども誰でも通園制度」など従来の受け入れの条件をさらに緩和する方向に進んでいるが、本園では施設・設備・人員の確保など、令和 8 年に本格的に実施予定である本制度に対応するための組織の構築に現状では難しく、その対応策について早急に取り組むことを望む。

2) 教育事業

学園各部署との連携では、高校生の職業体験の受け入れ、英語歌教師による英語体験あそび、保育専攻科の学生によるお楽しみ会、音楽科教授等による親子コンサートの開催など各部門との連携・協力を活発に行ったことや、未就園児を対象とした地域開放事業全 6 回開催し、延べ 200 組の親子が参加され、「預かり保育」で 4 名の嘱託職員のうち 1 名の出勤回数を増やすことで、保育に余裕ができたことは評価される。

3) 家庭・地域社会との連携

家庭との連携では、日常の保育活動・園児の様子を「園のぶろぐ」を活用して適宜保護者に情報提供を行っていることや、地域社会とも連携では昨年 10 月に美香保小学校の発表会総練習の見学、12 月には明園小学校での学校探索、2024 年 2 月には徳洲会「なえぼ苑」で高齢者入居者との交流が予定されている。このようにコロナ流

行で途絶えていた近隣施設との交流・連携を再開したことは評価される。

4) 教育環境整備

今年度新たに導入した「園管理システム」で「預かり保育」の利用料、教材・教具の補充は、請求・販売として月々の納付金から引き落としに変更し、従来の現金でのやり取りが無くなったが、現在使用しているシステムは納付金の明細がないため早急に改善する必要がある。

5) 財務計画

昨年度まで年少と満3歳児が混合されたクラス編成で、満3歳児は各クラス4名を上限として受け入れていたが、今年度から満3歳児のクラスを立ち上げたことにより20名の園児が入園、しかし全体として2023年12月末で総園児数は185名で2022年よりも15名減となっており、幼稚園の経営が安定できるよう引き続きなお一層の募集業務を強化が望まれる。

5. 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無について

1) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められなかった。

2) 理事会・評議員会における理事・評議員の出席率、欠員補充に関して

文部科学省の「学校法人運営調査における主な指摘事項」に理事会・評議員会における理事・評議員の出席率の改善、欠席時に意志表示を行うことのできる書面になっているかどうか、さらには理事・評議員の辞任に伴う欠員補充が迅速、適正に行われているか指摘されている。このことについて2021年(令和3年)4月1日から2023年(令和5年)12月22日までの2年9ヶ月間に開催された理事会及び評議員会を監査した。

理事会の開催は令和3年12回、令和4年14回、令和5年8回、計34回、一方評議員会の開催は令和3年6回、令和4年6回、令和5年4回、計16回であった。この間の各理事及び各評議員の出席状況を調査したところ、理事の平均出席率は令和3年度95.3%、令和4年度85.6%、令和5年度93.8%であったが、欠席者数の延べ22名は全員書面評決の意思表示を提出し、意志不表示者はいなかった。一方、評議員の平均出席率は令和3年度76.2%、令和4年度82.8%、令和5年度81.1%で、欠席者数の延べ75名中61名が書面評決の意思表示を提出しているが、14名は意志不表示者であった。その14名の意志不表示者の中で1名の評議員は令和4年度に開催された6回の評議員会中、1回書面評決(意思表示)提出、その他5回は意志表示も書面評決の提出なしの欠席であった。また、この評議員は令和3年においても意思表示もなし、書面評決もなしの欠席が5回中2回あった。このように、評議員の出席状況に関しては改善が求められる。

また、理事会・評議員会の運営に当たっては、欠席時に意志表示を行うことのできる書面が、全理事及び全評議員に電子送信され、欠席時に議題に対する意思表示(書面評決)

できるように、その体制が整っていることを確認した。

理事・評議員の欠員補充に関して、調査期間（2年9ヶ月）に「自己都合」、「他役職就任」、「役職辞任」、「選任資格喪失」、「任期満了」等により理事5名、評議員9名、計14名が辞任された。これらの辞任による役員の欠員補充は概ね速やかに、適正な手続きで行われたが、令和5年5月25日の理事会にて1名の理事の辞任にともなう補充に要した期間がおよそ3ヵ月間要している。その間2回の理事会が開催され、いずれとも理事1名欠員の状態であった。今後はこのようなことが無いように役員の欠員補充は速やかに迅速に補充するよう強く望む。

6. 科学研究費助成事業執行状況等抽出検査について

文部科学省が定める「科学研究費補助金に係る使用ルール」に基づく科学研究費補助金等の不正使用防止を目的とした無作為抽出による監査で、通常監査は補助事業全体の概ね10%以上、特別監査は通常監査を行う補助事業の概ね10%以上を対象として実施するものと定められている。

本学補助事業全体件数は12件、通常監査必要件数は全体件数の概ね10%で1件であるが、今回の監査件数は3件（3名）、特別監査は2件（1名）を対象に実施した。

1) 通常監査に関して

書面調査にて収支簿、支払伝票（旅費・謝金・備品・その他）について必要書類が整備されているか、支出内容が適正かを確認した。

- 収支簿について、入金及び支払伝票に基づく出金の事実が適正に記載されていることを確認した。
 - 支払伝票について、物品購入に係る見積書・納品書・請求書、旅行に係る交通費領収証等の証拠書類が整備されていることを確認した。
 - 購入物品や旅行の支出内容について、目的を逸脱した執行は見受けられなかった。
- 以上の結果から、科学研究費補助金の執行が適正に処理されていると判断する。

2) 特別監査に関して

書面、現物調査及びヒアリングにて収支簿、支払伝票（旅費・謝金・備品・その他）について必要書類が整備されているか、支出内容が適正かを確認するとともに、備品の現物確認を実施した。

- 収支簿について、入金及び支払伝票に基づく出金の事実が適正に記載されていることを確認した。
 - 支払伝票について、物品購入に係る見積書・納品書・請求書、旅行に係る交通費領収証等の証拠書類が整備されていることを確認した。
 - 購入物品や旅行の支出内容について、目的を逸脱した執行は見受けられなかった。
- 以上の結果から、科学研究費補助金の執行が適正に処理されていると判断する。

また、2022年度の監査で証拠書類等の保管管理についての指摘事項に関して監査したところ改善がみられ、一部署に一括保管管理されていることを確認した。

7. コンプライアンスについて

○学校における薬品管理に関して

危険な薬品を取り扱う場合には取り扱う薬品の性質、毒性などについて、十分な知識をもつことが必要である。また、特に保管・管理を厳重にし、盗難や不正流出が起きないように対策を講じることが求められる。

以上の視点において、中学・高校の理科準備室を重点的に監査したところ、薬品の管理・保管における「管理上の遵守事項」、「理科薬品等を保有する学校は、必ず管理責任者を指定すること」、また薬品は「購入・使用等の都度、受払・点検記録簿に使用量等の記録すること」、さらに「毒物及び劇物にあつては少なくとも月に、一般薬品は少なくとも6ヵ月ごとに、すべての薬品実測し現在量と受払・点検記録簿の重量に不符合がないかどうかを複数の教員で点検、確認の上「理科薬品等点検確認票」により物品管理主任及び校長等の検印を受けることが定められている。

この「学校における薬品管理」に関連する主な法規は、学校保健安全法施行規則、毒物及び劇物取締法、消防法、労働安全衛生法等に則って書面、現物調査及びヒアリングにて概ね適正に薬品管理が行われていると判断した。

しかしながら、管理されている「薬品」の一部において「不用薬品」があり、薬品の安全管理上問題であり早急に「不用薬品」の廃棄を望む。

また「薬品管理」の取扱いに関する本学園内規程が制定されていないため、「薬品」紛失や事故予防のために「薬品管理の取扱いに関する規程（仮称）」の制定が望まれる。

8. ガバナンスについて

2022年度の監査報告で本学園の「ガバナンス・コード」の早急な策定を指摘したところ、2023年度10月1日付で本学園の「ガバナンス・コード」が制定され、大学ホームページ上に公表した。さらに公表と共にガバナンス・コードの実施状況の点検結果も公表していることを確認した。

9. ハラスメントについて

本学園は、「ハラスメントの防止等に関する規程」により、ハラスメント対策委員会が設置されているが、実際にハラスメントが生じた時に、相談・苦情を申し出る先が誰になっているか、どのように行えばよいのか、学生・生徒・教職員・保護者等に広く周知徹底されているとは言い難い。

学校法人札幌大谷学園「ハラスメントの防止等に関する規程」第11条に、

（相談員）

第11条 構成員からのハラスメントに関する相談・苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、第6条に定める各部門ごとにハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、構成員から相談等を受けた場合には、相談者のプライバシーに十分配慮して対応するとともに相談等の事実を速やかに対策委員長に報告するものとする。

と、記されている通り、適切な人を相談員に人選した上で、ハラスメント対策委員会の任務及び相談員の氏名、相談・苦情の申出手段について、広く周知徹底していく事を求める。

また、ハラスメント対策委員会の委員について、学園外部の人間がおらず、学園内部職員のみで構成されており、ハラスメント防止の為に委員会として正しく機能しない恐れがある。ハラスメント対策委員会は、客観的立場からの公正性・公平性が求められている委員会である。忖度や黙認、ハラスメント被害者の泣き寝入り等を防止する観点から、ハラスメント対策委員会の委員に、客観的視座を持った学園外部の人間が加わる事が望まれる。

(b) 会計監査

1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年度の本学園の財務3表（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等）は学校法人会計基準に準拠して作成されており、本学園の財務状態、運営状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。

利益の処分又は損失の処理に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。

事業報告書は、本学の業務運営の状況を適正に表示しているものと認めます。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。

収益事業報告書は、貸借対照表及び損益計算書とともに適正に表示しているものと認めます。

2) 2024年度予算案に関して

2024年度予算案を作成する予算編成では、2022年度と2023年度の「基本金組入前当年度収支差額」からみた収支バランスが極端なアンバランスの決算が散見されたため、2024年度の予算編成に当たっては前年度の実績を重視し、各部門の運営上、合理性、妥当性からみて適正な実績であったかどうか検証・精査した上で予算編成し、2024年度予算案を作成することを望む。

(c) その他意見

以上